

指定管理者の状況について

指定管理者とは、地方自治法第244条の3第3項に基づき、地方公共団体が公の施設管理を行わせるために、期間を定めて指定する法人その他の団体のことです。

●対象施設

厚生関係施設（生活保護法に基づく更生施設・宿所提供施設、社会福祉法に基づく宿泊所）全てを対象としています。

●指定期間 原則5年間

●指定管理者応募資格

（１）更生施設・宿所提供施設

- ①都内に主たる事務所を有する社会福祉法に規定する第1種社会福祉事業を実施している社会福祉法人で、生活保護法の保護施設又は路上生活者の自立支援のための施設を運営（受託経営を含む。）している者。

②都税・法人税・地方消費税の滞納者や、会社更生法・民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人は、応募することはできません。

（２）宿泊所

- ①都内に主たる事務所を有する社会福祉法に規定する社会福祉事業を実施している非営利法人で、上記に該当する者又は社会福祉法に規定する宿泊所を運営（受託経営を含む。）している者。

②都税・法人税・地方消費税の滞納者や、会社更生法・民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人は、応募することはできません。

●指定管理状況（令和8年4月1日現在）

種別	施設名	指定法人	指定期間
更生施設	しのばず荘	社会福祉事業団	令和8年4月～令和13年3月
	浜川荘	有隣協会	令和5年4月～令和10年3月
	けやき荘	社会福祉事業団	令和6年4月～令和11年3月
	本木荘	社会福祉事業団	令和6年4月～令和11年3月
	千駄ヶ谷荘	社会福祉事業団	令和8年4月～令和13年3月
	東が丘荘	東京援護協会	令和4年4月～令和9年3月
	新塩崎荘	社会福祉事業団	令和8年4月～令和13年3月

宿所提供施設	小豆沢荘	社会福祉事業団	令和8年4月～令和13年3月
	西新井栄荘	社会福祉事業団	令和8年4月～令和13年3月
	淀橋荘	—	改築工事のため休止中
	葛飾荘	社会福祉事業団	令和6年4月～令和11年3月
	江東荘	新栄会	令和4年4月～令和9年3月
	新幸荘	社会福祉事業団	令和8年4月～令和13年3月
	東が丘荘	東京援護協会	令和4年4月～令和9年3月
	一之江荘	新栄会	令和6年4月～令和11年3月
宿泊所	高浜荘	新栄会	令和8年6月～令和13年3月
	千歳荘	社会福祉事業団	令和6年4月～令和10年3月
	赤羽荘	新栄会	令和5年4月～令和10年3月
	綾瀬荘	社会福祉事業団	令和4年4月～令和9年3月